

平成29年度答申第12号
平成29年8月7日

諮問番号 平成29年度諮問第10号（平成29年6月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給申請をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

（1）給付金の支給及び種類

求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給

することができる旨規定する。

これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）は、10条において給付金の種類を職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とする旨規定している。

また、求職者支援法7条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

（2）職業訓練受講手当支給に必要な出席要件

職業訓練受講手当の支給に必要な要件につき、求職者支援規則11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨を規定している。

同項5号は、上記要件のうち、出席に関する要件（以下「出席要件」という。）を規定しており、その内容は以下のとおり整理できる。

- ① 認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則であること。
- ② やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること。
- ③ やむを得ない理由により当該認定職業訓練等の1実施日における訓練の部分の一部のみ（2分の1以上）を受講した日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を、②における「当該認定職業訓練等を受講した日数」とすること。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- （1）審査請求人は、平成28年2月12日、A公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）に求職の申込みを行った。

（弁明書）

- （2）審査請求人は、平成28年4月から、ポリテクセンターBにおける公共職業訓練（C科。受講期間は同月4日から同年9月29日まで。以下「本

件訓練」という。)の受講を開始し、同年4月4日から同年5月3日まで、同月4日から同年6月3日まで、同月4日から同年7月3日まで、同月4日から同年8月3日まで及び同月4日から同年9月3日までの支給単位期間について、それぞれの期間経過後に給付金を申請した。

処分庁は、上記各支給単位期間について、いずれもその頃、審査請求人に対し給付金(職業訓練受講手当及び通所手当)を支給する旨の決定をした。

(弁明書)

(3)平成28年9月4日から同月29日までの支給単位期間(以下「本件期間」という。)における職業訓練の実施状況及び審査請求人の受講状況は、以下のとおりであった。

ア 本件期間に係る職業訓練は、当初、平成28年9月5日、同月6日、同月8日、同月9日、同月12日、同月13日、同月14日、同月15日、同月16日、同月20日、同月21日、同月23日、同月26日、同月27日、同月28日及び同月29日の16日間、各6時限が予定されていたが、同月20日については台風の影響により休講となり、同日分に代わって、同月21日、同月23日、同月26日、同月27日、同月28日及び同月29日の6日間にそれぞれ1時限(7時限目)の補講が設定された。

イ 審査請求人は、平成28年9月12日、同日が本件安定所への指定来所日とされていたことから、本件安定所へ来所した後、本件訓練を受講し、6時限の訓練のうち3時限を欠席し、残りの3時限のみ出席した。

また、同月8日、同月21日及び同月28日の3日間については、通院を理由として欠席した。

(職業訓練受講給付金支給状況(支給記録))

(職業訓練受講給付金支給申請書)

(9/20(火)の訓練が台風a号の影響により休講になった場合の訓練日の振り替え等の対応について)

(4)審査請求人は、平成28年10月11日、本件期間に係る給付金の支給申請を行った。

処分庁は、同月17日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」として、本件決定

を行った。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、平成28年10月17日、本件決定を不服として審査請求を行った。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、平成29年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問説明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

本件期間において、本件訓練の実施日数は15日であった。

そして、そのうち審査請求人が受講した日数は、通院のためやむを得ない理由により欠席した平成28年9月8日、同月21日及び同月28日の3日並びに指定来所日のためやむを得ない理由で6時限の訓練のうち3時限分を欠席した同月12日の0.5日を差し引いた合計11.5日であった。

この場合、やむを得ない理由による訓練の欠席日数が2割を超えることから、指定来所日のため審査請求人が訓練の一部を欠席した同月12日を受講日数及び訓練実施日数から控除し、受講日数を11日、訓練実施日数を14日とした上で計算すると、出席率は100分の80未満であった。以上のことから、処分庁は、出席要件を満たしていないとして、審査請求人の給付金を不支給とした。

審査請求人は、休講日の代替として定められた6時間の補講のうち4時間は受講していることから、同月12日の指定来所日における半日出席分とを合わせると1日以上の出席と扱われ、実態として8割以上の出席率を満たしていると主張しているが、求職者支援規則11条1項5号において、訓練を受講した時間数ではなく、訓練を受講した日数と訓練実施日数により算定することとされていることから、審査請求人の主張は、認められない。

よって、本件決定は、法令等の根拠に則った正当なものであると考えられ、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

なお、審理員の意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点は

うかがわれない。

2 本件決定の適法性及び妥当性について

(1) 求職者支援制度業務取扱要領による算定方法

審査庁は、給付金の支給に係る運用について、通達（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号「求職者支援制度の実施について」）により求職者支援制度業務取扱要領（以下「本件要領」という。）を定め、出席要件の判断に係る出席日数を以下のように算定する運用を行っている。

ア 求職者支援規則11条1項5号にいう「やむを得ない理由」に該当する事由により欠席した場合で、当該訓練実施日の2分の1以上に相当する部分を出席した場合には、0.5日出席したことと取り扱うこととする。

イ 求職者支援規則11条1項5号にいう「やむを得ない理由」に該当する事由のうち、①インフルエンザ等に感染した場合、②大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合、③裁判員等に選任された場合等、④公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある日及び⑤公共職業安定所に指示された求職活動を行う場合については、証明書類等によって確認の上、欠席日数が2割を超える場合には、訓練実施日から除外して算定することができる。その場合、出席要件（出席日数／出席すべき訓練実施日数）から当該欠席した日数を控除する。

(2) (1) の算定方法についての検討

上記(1)アについては、一部を欠席した場合でも、残りの時間にできる限り受講させることが訓練効果を維持・向上する観点からは重要であることから、やむを得ない理由で訓練実施日の一部について出席できなかった場合でも、残りの時間に出席したことが確認されたときは、訓練実施日の一部について出席したものとするものであり、この取扱いは、求職者支援規則11条1項5号のとおりである。

次に、上記(1)イについては、事態の発生が想定できず、本人の努力では解決できないような場合や、公共職業訓練を受講する場合の指定来所日や公共職業安定所が指示する就職面接のように制度上訓練の受講よりも優先して対応を求められることに対して、これを欠席と取り扱うことは不合理な場合もある。そこで、やむを得ない理由に該当する事由のうち、上

記①から⑤までの事由により訓練実施日の一部を欠席した場合に訓練実施日から除外できることとするは合理的といえる。

以上のとおり、上記（１）ア及びイによる算定の方法は、求職者支援規則 11 条 1 項 5 号に沿うものであり、これによって出席要件を判断することに不合理な点はない。

（３）本件における算定

そこで、上記本件要領の規定を踏まえて検討するに、審査請求人が平成 28 年 10 月 11 日に処分庁に対し提出した職業訓練受講給付金支給申請書によれば、本件期間中に審査請求人が受講すべきであった認定職業訓練等の実施日数は 15 日であり、そのうち審査請求人が受講した日数は、通院のためやむを得ない理由で欠席した同年 9 月 8 日、同月 21 日及び同月 28 日の 3 日並びに指定来所日のためやむを得ない理由で 6 時限の訓練のうち 3 時限を欠席した同月 12 日の 0.5 日を差し引いた合計 11.5 日であるが、1 日未満の端数を控除する（求職者支援規則 11 条 1 項 5 号）ことから 11 日となる。そうすると、出席率は以下の計算式のとおり、100 分の 80 未満となる。

- ・ 出席日数 11 日 ÷ 訓練実施日数 15 日 × 100 = 73.3（小数点第 2 位以下切捨て）

さらに、本件ではやむを得ない理由による訓練の欠席日数が 2 割を超えることから、指定来所日のため審査請求人が訓練の一部を欠席した平成 28 年 9 月 12 日について、出席日数及び訓練実施日数からいずれも控除すると、出席日数は 11.5 日から 0.5 日を控除した 11 日であり、訓練実施日数は 15 日から 1 日を控除した 14 日であるから、出席率は以下の計算式のとおり、100 分の 80 未満となる。

- ・ 出席日数 11 日 ÷ 訓練実施日数 14 日 × 100 = 78.5（小数点第 2 位以下切捨て）

そうすると、本件決定は、本件要領に基づき算定した結果に基づくものとして妥当であるというべきである。

（４）審査請求人の主張に対する判断

審査請求人は、出席率が 8 割を下回ったのは、台風の影響によるもので自身の責めに帰すべき事由からではなく、台風により休講となった平成 28 年 9 月 20 日については、本来であれば訓練校が代替日を定めるところ、今回は日程上の都合により通常の訓練日に補講として 6 時限が組み入れら

れ、審査請求人はその6時限の補講のうち4時限を出席しており、少なくとも代替日の半日は出席したといえるから、その半日出席分と同月12日の指定来所日の半日出席分を合わせると、1日出席と扱われるはずであり、実態として8割以上の出席日数を満たしている旨主張する。

しかしながら、求職者支援規則11条1項5号は、「全ての実施日」の受講を要求した上で、やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合には、認定職業訓練等を受講した時限数ではなく、「受講した日数」と「当該認定職業訓練等の実施日数」により算定するものとしている。

このため、本件のように、既に設定されている訓練実施日（平成28年9月21日、同月23日、同月26日、同月27日、同月28日及び同月29日）に各1時限を追加する方法で補講が設定された場合でも、求職者支援規則11条1項5号で規定する「実施日」は1日単位の概念であることから、1日が6時限から7時限となったからといって、それぞれの訓練実施日を各1日として算定することとなる点が変わることはない（その代わり、休講となった同月21日については訓練実施日から除外されている）。

そうすると、審査請求人の主張する、補講に係る時間数のみを合算して受講した日数を算定する取扱いは、上記求職者支援規則の規定に合致しないものというほかない。

したがって、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

4 付言

給付金支給に必要な出席要件については、本件要領に従って算定する運用がなされているところ、休講の際の振替における補講の取扱いについて、現状では本件要領に記載がない。補講の取扱いは出席日数を算出する上で重要な前提事項であるほか、受講者に対する公平な取扱いと説明責任を確保する観点から、本件要領において記載するのが相当であると考えられる。

また、本件要領の記載（上記2（1）のア及びイの部分）について、求職者支援規則の規定（11条1項5号）との適合性に関して不明確な部分を残しており、受講生等に対する指針としては十分とはいえないことから、記載方法について改善を図ることが相当である。

本件は、台風による休講及びその振替が行われたため、結果的に不支給となったという事情が認められるところ、職業訓練受講給付金不支給決定通知書の記載からは出席要件を満たさないとした理由が処分の名宛人に対して理解できるものとはいい難い。不支給決定に関する理由提示は、申請処理手続における基幹的手続の一つであることから、不支給処分段階において、より分かりやすい言葉で丁寧に説明を行うことが不可欠である。

以上のことから、審査庁においては、今後、本件要領の記載を改訂するとともに、処分の相手方に分かりやすい言葉で説明が行われるよう措置するなど、適切な対応に努められたい。

5 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一